

# 年金資産運用の基本方針

## 全国情報サービス産業企業年金基金

この基本方針は、全国情報サービス産業企業年金基金（以下「基金」という）の年金給付等積立金（以下「年金資産」という）の運用に関し、理事並びに代議員等基金関係者が基金の実状を踏まえた上で認識を統一するため、規定するものである。

運用受託機関は、本基本方針に規定する内容を鑑み、併せて提示する「運用ガイドライン」を遵守し、基金が委託する年金資産の運用管理を行うものとする。

### 1. 資産運用の基本原則

#### （1）運用の目的

基金制度の目的は、加入員の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることにある。

従って、年金資産の運用に当たっては、リスク管理に重点を置きつつ、資産の実質価値の維持とともに、許容できるリスクのもとで中長期的に可能な限りの総合収益（トータル・リターン）を上げ、将来にわたる給付原資を確保し、健全な制度運営を実現するよう努めなければならない。

#### （2）運用の目標

債務特性を考慮して定められた資産構成から期待される収益率を、長期的に上回る運用収益を挙げられるように努めるものとする。

#### （3）運用のリスク

目標とする運用収益を達成するためのリスク負担については、基金の債務特性の基礎となる給付設計・成熟度（掛金収入に対する給付）・加入員の年齢構成・財政状態等の諸条件を総合的に勘案し、掛金率の変動に関する負担能力も十分に考慮した上で、許容し得るリスクの範囲内においてこれを遵守する。

#### （4）効率性の確保

目標とする投資収益率を達成するために、それに伴うリスクの最小化、運用に伴う費用（運用報酬や売買手数料等）の削減努力、運用機関の選別強化等を通じて、最大限の効率的な運営をすすめるものとする。

## (5) 長期的視点

年金資産の運用は長期的な視点から検討・検証することが必要であるため、短期的な運用実績の変動にとらわれることなく、長期間の実績において運用目標を達成することを目指す。

## (6) 公開原則

資産時価・収益状況等の運用内容は、適宜、利害関係を有する関係者に報告する。

## (7) 資産運用検討委員会

年金資産運用の基本方針、政策アセット・ミックスの策定及び見直し、受託機関の構成割合などについて、理事会における意思決定を支援するために、資産運用検討委員会を設置する。

資産運用検討委員会は、理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者及び専門的知識及び経験を有するものであって理事長が選任するもので構成されなければならない。ただし、資産運用委員会が運用機関等の評価を行う際には、審議の中立性・公平性確保の観点から、利益相反のおそれのある場合、当該運用機関等の関係者である委員は審議に加わることはできないものとする。

# 2. 資産配分の策定

## (1) 資産配分の決定

特性の異なる投資対象の区分に基づき、その各資産への配分割合を定める。基金は、基本資産配分比率の決定に当たって、専門的知識及び経験を有する者から意見を聴取しなければならない。具体的な資産配分割合は「運用方針細則」に定める。

## (2) 分散投資

資産配分決定にあたっては、基金の運用目標を達成する上でリスクを最小化するように、適切な分散投資を図るものとする。

## (3) 資産毎のリスクと資産全体のリスク

個々の資産のリスクが高いと判断される場合であっても、当該資産を基金の資産として、一定比率加えることにより、資産全体のリスク/期待収益率の関係が改善する可能性が認められるならば、投資対象の候補に加えることとする。

## (4) オルタナティブ投資の目的等

オルタナティブ投資とは株式や債券等の伝統的な資産以外の資産への投資又はデリバティブ等伝統的投資手法以外の手法を用いる投資をいう。オルタナティブ投資は、伝統的資

産とは異なるリスク/リターンの特性を活かし、基金資産全体のリスクを分散させ、基金資産全体の運用効率の向上を図る目的で行うものとする。具体的なオルタナティブ投資の配分割合とその位置づけは、「運用方針細則」に定める。

#### (5) 各資産毎の期待収益率・リスク等の仮定の設定

資産配分決定の前提となる各資産毎の期待収益率・リスク等の仮定については、過去の長期的な実績や金利環境を総合的に勘案し、将来の長期的な期待値として設定する。

また、金利環境の変動に応じて、適宜変更を行うものとする。

#### (6) 資産配分の維持

資産配分は、長期的な運用目標の実現を図るものであり、運用目標の変更やその根拠とした仮定に大きな変化がない限り、変更しない。

時価の変動等により、当初設定した資産配分に変動が生じたときは、速やかに配分の是正をはかる措置を講じる。

#### (7) 資産配分の変更

資産配分を変更するときは、タイミングのリスクを避けるために一定の時間をかけて実施するなど慎重に行う。

また、売買手数料等、変更に要する費用の最小化に努めるものとする。

### 3. 運用スタイル配分の策定

#### (1) スタイル分散

投資対象資産毎に、必要に応じて、銘柄選択の基準や考え方の異なる運用手法（運用スタイル）を複数導入し、リスクの最小化と運用の効率化を図る。

具体的な運用手法の分散の基本的な考え方については「運用方針細則」に定める。

#### (2) アクティブ運用とパッシブ運用

アクティブ運用（ベンチマークを上回る運用実績を挙げることを目標とする）を採用する場合は、運用報酬控除後でパッシブ運用（ベンチマーク並みの運用実績を挙げることを目標とする）よりも有利であると判断する運用スタイルであることを条件とする。

#### (3) スタイルの信頼性の評価

運用スタイルの信頼性は、年金資産運用機関において確立している社会的評価や過去の実績などを考慮して評価する。

#### 4. 運用の実行

##### (1) 運用委託の原則

資産運用の実行は、法令に定める規定に従い運用機関に委託する。

##### (2) 運用機関の選択

運用機関の選定と各社への委託額の決定にあたっては、定量面及び定性面の運用能力や報酬水準等を総合的に勘案し、最も効率的に運用目標を実現できる運用機関の組み合わせを目指す。

##### (3) 選択の基準

運用機関の選択は、委託可能な運用機関を広く候補とし、運用機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、過去の運用実績やリスクを考慮した運用効率の指標等に関する定量評価のみならず、投資哲学や運用体制等に関する定性評価を総合的に検討し、基金の運用方針を実現するのにふさわしい能力・特色を有することを選択基準として行う。選択にあたっては、必要に応じてファンド・マネジャー等へのヒアリングや、運用コンサルタントや資産運用委員会等へのヒアリングを行い、十分に検討を行うものとする。

##### (4) オルタナティブ投資に係る運用機関の選任

特にオルタナティブ投資に係る運用機関の選任にあたっては、組織体制（組織の概況、意思決定プロセスの流れ、コンプライアンス等の内部統制体制、監査体制等）や財務状況等（財務状況の推移、運用受託実績等の推移、格付機関等による評価状況等）に留意するものとする。

また、当該運用機関の運用戦略については、リターン源泉、リスク、時価算出の方法やプロセス、情報開示の対応、運用報酬、その他固有のリスク（流動性リスク、レバレッジに伴うリスク、詐欺や不正行為のリスク等）について内容を十分確認、精査のうえ、投資対象とするかどうか判断するものとする。

##### (5) 集中投資の禁止

運用機関への資産運用の委託額の決定にあたっては、特定の運用機関に対する委託額が基金の資産全体からみて過度に集中しないようにしなければならない。ただし、特定の運用機関への集中投資を認めるべき合理的な理由がある場合は、この限りではない。具体的な集中投資の基準、及び、集中投資が認められる合理的な理由については「運用方針細則」に定める。

##### (6) 採用不適格の運用機関

ある運用機関を利用することが社会的に見て著しく妥当性を欠くような場合、例えば当該運用機関に違法行為や反社会的活動のあった場合、もしくは信用状態の著しい悪化が認められる場合などには、委託候補先に含めない。

また、既に委託している運用機関に同様の事態が生じた場合は、新規資金の払い込み停

止、委託の解約、委託資産の回収等の必要な措置を直ちに講じる。

#### (7) 委託内容の確認

委託の具体的内容は、運用方針の指示として運用機関毎に文書「運用ガイドライン」で提示し、各社の運用責任や評価基準等を明確にする。

#### (8) 運用報告

各運用機関各社と定期的に面会し（原則として四半期ごと）、運用の状況につき報告を受けるとともに、改善すべき問題点が発見されたときは、運用機関と十分な協議を行い改善策を実行する。

#### (9) 政策的な運用委託額の調整

運用スタイル・手法の適正な分散を目的として運用受託機関の構成の変更を行う場合等においては、運用受託機関の評価の優劣にかかわらず、基金の政策的判断を優先し、シェアの変更、委託契約の解除又は「運用ガイドライン」の変更を行うことができるものとする。

#### (10) 資産配分是正のための措置

時価の変動に伴い資産配分の速やかな是正が必要となる場合で、運用機関に対する委託金額の調整が必要となる時は、新規資金の払い込み額の変更や委託資産の回収・移管等の必要な措置を速やかに講じる。

#### (11) 費用等の支払い

基金は、運用の効率化を図るため、指定した運用機関に対して、以下の事項につき、その費用または委託保証金相当額等を各運用機関に移受管するよう指示する。

具体的な遵守事項については「運用ガイドライン」において明記するとともに、その遵守状況を管理することとする。

①固有の信託報酬

②投資顧問料

③為替オーバーレイ運用に係る決済金額

④為替オーバーレイ運用に係る委託証拠金

#### (12) 緊急の事態

倒産等の緊急事態により、委託先運用機関の機能が停止するか、または業務の遂行に著しい障害が発生したと認められるような場合には、新規資金の払い込み停止、契約の解約、委託資産の回収等の必要な措置を講じる。また、運用機関が基金の指示に著しく反する行為を行ったときも、これに準じる。

### (13) 運用コンサルタント等の利用

運用コンサルタント等の助言を利用する場合、当該運用コンサルタント等は、金融商品取引法における投資助言・代理業を行う者として登録を受けているものでなければならない。また、当該運用コンサルタント等に対しては、運用受託機関との契約関係の有無を確認する等利益相反の可能性に注意し、助言内容の中立性・公平性に十分に留意しなければならない。

## 5. 運用実績の評価

### (1) 方針の確認

四半期毎の定期的な運用実績の評価を通じて、基金の方針が効率的に実現されているかどうかの確認を行う。

評価の方法は、総資産に対しては複合ベンチマークで行い、超過収益が発生している場合は、その発生要因を、各運用機関の運用実績を個別に評価することで確認する。

この際、問題が発見されれば、速やかに運用機関への適切な指示等の必要な措置を行う。また、金融環境等の大きな変動に際しては、方針の妥当性を確認し、必要と認められる場合には適宜修正を行う。

### (2) 運用機関の評価

運用機関の評価は、運用実績等の定量面の評価と投資哲学や運用体制等に関する定性面の評価を総合的に勘案して行うものとする。具体的には、委託に際して「運用ガイドライン」に定める評価基準に基づいて行う。

評価に際しては、運用機関が委託を受けた運用内容を忠実に実行しているか、期待通りの収益率や運用効率を実現できているかどうかについての確認を行う。

四半期毎の結果に基づき運用評価を行うが、運用実績の評価は中長期的（原則として3年）な観点で行い、短期的な実績に基づく判断は行わない。

但し、運用機関が基金の指示に反する投資行動をし、その改善指示にも反するときはこの限りではない。

評価結果は、運用機関への改善指示、運用機関の変更、委託額の変更、運用委託内容の変更等にあたって、活用する。

## 6. 投資対象に関する制限

### (1) 投資対象の企業や国等の制限

ある企業（または国、その他法人）の発行する株式や債券に投資することが社会的に見て著しく妥当性を欠くような場合、例えば当該企業（国・法人）に違法行為や反社会的活動のあった場合、もしくは信用状態の著しい悪化の認められる場合などには、運用機関と協議を行い、適切な処置を講じる。

## (2) 債券の信用格付け

通常の債券運用においては、格付け等の一般的な評価に照らして、一定水準以上の信用状態を有する発行体の銘柄に限定して運用するように、運用機関に指示する。

ただし、信用リスクを積極的にとる運用スタイルの場合は、この限りではない。

## (3) 生命保険会社の信用評価

生命保険会社の一般勘定契約を取得する場合は、格付け等の一般的な評価に照らして、一定水準以上の信用状態を有する会社に限定して契約する。

## (4) 先物・オプション等の金融派生商品の利用

先物（フューチャー）・オプション・為替予約（先物為替）・スワップ等の金融派生商品の利用は、運用機関に対して使用方法や運用額の制限等を明確に指示する。

運用機関によって実際に利用された場合は、その残高や損益状況を常に把握できるような管理体制をとる。

# 7. 資産管理等に関する基準

## (1) 信託口座利用の原則

運用委託機関を経由して取得される有価証券の保管に関しては、各国の法令に基づき設立された信託会社で、その分野の専門機関として実績並びに社会的評価を有する機関に委託して管理せしめる。

なお、契約構造上こうした信託口座を利用できない場合（生命保険会社の一般勘定や特約等）は、この限りではない。

## (2) 信託会社の選択

信託会社の選択は、安全性と事務の効率性・確実性を第一の基準とし、費用面での優位性を考慮して行う。

## (3) 証券会社の選択

有価証券の取得・売却に際して利用する証券会社の選択は、運用機関に一任する。

ただし、運用成果を最大化する観点から、取引手数料やマーケット・インパクト・コスト等の総取引コストが最小となるような、最良執行に努めさせる。

さらに、ある証券会社を利用することが社会的に見て著しく妥当性を欠くような場合、例えば当該証券会社に違法行為や反社会性活動があった場合、もしくは信用状態の著しい悪化の認められる場合などには、運用機関に対してその利用を禁止することを指示する等の必要な措置を講じる。

為替取引に利用する銀行の選択、先物・オプションの取次業者（証券会社）の選択についても上記に準ずる。

## 8. その他

### (1) 運用受託機関への運用基本方針等の提示

基金は、関係省令等に基づき、本「運用基本方針」、並びに、基金の総資産額を確認できる資料、及び、「運用ガイドライン」を運用受託機関に対して提示するものとする。また、本「運用基本方針」の内容を変更した場合、その都度、運用機関等に対して提示することとする。

### (2) 運用管理業務に係る研修

運用執行理事をはじめとする管理運用業務に携わる者は、自らが有する管理運用業務に関する専門的知識及び経験等の程度に応じ、資産運用に係る研修を受講しなければならない。

### (3) 代議員会への報告・加入員等への業務概況の周知

理事は、代議員会に対し、管理運用業務に関する情報を、正確に、かつ、わかりやすく報告しなければならない。報告する内容は、運用の基本方針及び運用ガイドライン、運用機関の選任状況、運用機関の評価結果、運用機関のリスク管理状況、運用実績、基金の管理運用体制の状況、理事会における議事の状況等を含む。

基金は、加入員に対し、毎事業年度一回以上、管理運用業務に関する規約並びに運用の状況、運用の基本方針の概要、及び、資産運用委員会の議事の概要等を周知させなければならない。

以上